

議案第7号

職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例について

職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和4年2月22日提出

沼田市長 横山 公一

職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例

職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（昭和29年条例第63号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「2名」の次に「（法第28条第2項第1号の規定に該当するものとして職員を休職する場合において、当該職員が入院しているとき、その他やむを得ない事情があるときは、医師1名）以上」を加える。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。